

○質権ノ目的トナリタル登録国債ノ利子支

払方ニ関スル件

(明治45年1月31日 往第895号)
(大蔵省国債局長から 日本銀行)
総裁あて

本月10日付国債第5号ヲ以テ甲種登録国債ノ上ニ設定セラレタル質権ノ効力ニ関シ伺出相成候趣了承右ハ国債利子ニ対シテモ其ノ効力ヲ及ホスモノト被認候尤モ質権設定前ニ仕払期ノ開始シタル利子ニ対シテハ此ノ限ニアラサル儀ト御了知相成度依命此段及御通牒候也

追テ該国債利子ニ対シ質権者カ民法第367条第3項ニ依リ供託ヲ請求セサル場合ニ於テハ第3債務者ハ進ンテ供託ヲ為スコトヲ要セスト存候為念此段申添候也

(照会内容)

甲種登録国債ノ上ニ質権ノ設定セラレタル場合当事者間ニ別段ノ意思表示ナキトキハ其ノ質権ノ効力ハ甲種登録国債ヨリ生スル利子ニモ及フヤ否ヤニ付聊カ疑義相生シ候間何分ノ御指令相煩度此段相伺候也

追テ本件ハ差懸リタル事実問題ニ有之候間成ルヘク速カニ御回示相成候様致度此段副申候也